



ダイバーシティ推進委員会規程

2024 年 3 月 14 日 第 7 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規程は、組織規程（0103）第 3 条により規定されたダイバーシティ推進委員会（以下、「委員会」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議および連絡調整をする。

- (1) ダイバーシティ推進（人材の多様化、キャリアの多様化、働き方の多様化、学会提供サービスの多様化等）の企画、運営に関する事項
- (2) 「男女共同参画学協会連絡会」の事業、国内学協会とのダイバーシティ推進事業に関する事項
- (3) 各国の原子力関連学会とのダイバーシティ推進事業に関する事項
- (4) (1) から (3) にかかわる調査研究、研究発表および広報・情報収集等の活動に関する事項
- (5) 原子力・放射線関係分野におけるダイバーシティ推進への貢献に対する表彰
- (6) その他任務を達成するための必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げるメンバーをもって組織する。

- (1) ダイバーシティ推進担当理事
- (2) 委員
- (3) 特別委員

2 委員会には委員長 1 名、副委員長 1 名、幹事 1 名をおく。

3 委員は、ダイバーシティ推進に関連する理事および理事以外であって、ダイバーシティ推進に知見を有するものとする。

4 特別委員は、理事若干名とする。

第 4 条 委員会の円滑な運営を図るため、幹事会をおくことができる。委員会の下には、小委員会、WG、タスク等をおくことができる。

2 幹事会、小委員会、WG、タスク等のメンバーは委員会で決定し、委員長が委嘱する。

(任期)

第 5 条 第 3 条第 1 項の委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。委員会メンバーが理事の場合は、職務としての任期とする。ただし、任期途中に交代した委員会メンバーの任期は、前任

者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員長は、委員のうちから会長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。
- 3 委員長は、議案に関し関係する理事と必要に応じ情報の共有を図る。

(副委員長)

第7条 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

(幹事)

第8条 幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

- 2 幹事は、委員長、副委員長を補佐して会務を整理する。

(委員)

第9条 委員は、会長が委嘱する。

- 2 委員は、会務を処理する。
- 3 委員会に設置される幹事会、小委員会、WG、タスク等のメンバーは委員会で決定し、委員長が委嘱する。

(特別委員)

第10条 特別委員は、会長が指名する。

- 2 特別委員は、委員会の議事に参加する。

(議事)

第11条 委員会の議事は、特別委員を除く委員総数の3分の1以上の出席により成立する。委員会メンバーの出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 緊急もしくは委員会が定足に達せず不成立の場合は、別に定めるメール審議により議事することができる。

(代理者)

第12条 第3条の委員のうち、理事が委員の場合、ほかの理事を代理出席させることができる。

- 2 前項以外の委員の代理出席是非については、委員長の判断とする。

(委員および特別委員以外の者の出席)

第13条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員および特別委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(議事録)

第 14 条 委員会の議事録は、幹事が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決議の主文等を記載して、委員会の承認を経て保存しなければならない。

(理事会への報告)

第 15 条 委員会の議決事項は、委員長もしくは委員となっている理事が、理事会に報告するものとする。

(改定)

第 16 条 本規程の改定は、ダイバーシティ推進委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

(雑則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

- 1 平成 19 年 3 月 20 日 第 486 回理事会制定、同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成 23 年 3 月 22 日 第 515 回理事会承認
 - ② 委員会名を男女共同参画委員会からダイバーシティ推進委員会へ変更 平成 29 年 3 月 2 日 第 2 回男女共同参画委員会起案、平成 29 年 3 月 21 日 第 7 回理事会承認
 - ③ 2021 年 8 月 19 日 第 1 回ダイバーシティ推進委員会起案、2021 年 9 月 28 日 第 3 回理事会承認
 - ④ 2024 年 3 月 6 日 第 2 回ダイバーシティ推進委員会起案、2024 年 3 月 14 日 第 7 回理事会承認

附則

- 1 平成 23 年 3 月 22 日改定の規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 21 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 3 2021 年 9 月 28 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 4 2024 年 3 月 14 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。